

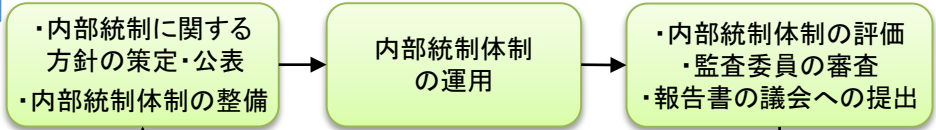
行政課關係資料

地方自治法等の改正概要

地方公共団体の事務執行の適正を確保するため、下記の取組をパッケージとして実施

長（内部統制に関する方針の策定等） H32.4.1施行

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出



※ 内部統制体制：地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

監査委員（監査制度の充実強化） H32.4.1施行 ※はH30.4.1施行

- 監査委員は監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）

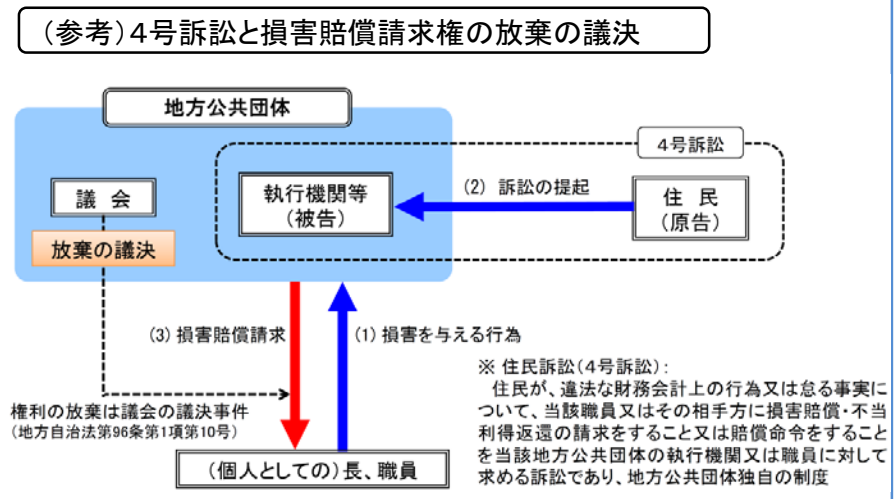
- そのほか、以下の見直しを実施
 - ・ 勧告制度の創設
 - ・ 監査専門委員の創設^(※)
 - ・ 議選監査委員の選任の義務付けの緩和^(※)
 - ・ 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和（現行は毎会計年度）^(※) 等

議会（決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備） H30.4.1施行

- 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

住民（損害賠償責任の見直し等） H32.4.1施行

- 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）（各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用）
- 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取



地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）について

ガイドライン(たたき台)策定の経緯等

- 人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方公共団体においては、その要請に対応した地方行政体制を確立することが必要。
- 第31次地方制度調査会の答申（平成28年3月）を踏まえ、地方自治法を改正し（平成29年6月）、内部統制制度の導入を都道府県及び指定都市に義務付け、その他の市町村は努力義務（平成32年4月施行）。
- 今般（平成30年7月）、内部統制制度の具体的な運用に向け、有識者・地方公共団体の職員で構成される「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」（※）において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）」をとりまとめ。
- 今後、地方公共団体と意見交換を行い、総務省としてガイドラインの確定版をとりまとめる予定。平成32年4月の施行に備え、技術的助言を行う（平成30年度中目処）。

※ 「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」の構成員

〔座長〕 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

〔座長代理〕 山本 爲三郎 慶應義塾大学法学部教授

〔委員〕 秋山 修一郎 公認会計士

池田 雄一 税理士

石川 恵子 日本大学経済学部教授

影浦 浩二 愛媛県砥部町代表監査委員

貴納 順二 大阪市代表監査委員

佐藤 洋生

清水 涼子

友瀨 宗治

町田 祥弘

宮原 清貴

森井 美江

宮城県総務部行政経営推進課長

関西大学大学院会計研究科教授

東京都代表監査委員

青山学院大学大学院会計学・ITリサーチ研究科教授

弁護士

大阪市総務局監察部内部統制担当課長

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）のポイント

内部統制に関する方針の策定・公表

- ・内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すもので、長が策定・公表
- ・団体ごとの状況や課題等を踏まえ、内部統制対象事務（財務に関する事務は必須）等を記載

内部統制体制の整備

- ・内部統制推進部局(ア)・内部統制評価部局(イ)の設置
 - (ア) 内部統制体制の整備等を全庁的に推進
 - (イ) 各部局の自己評価のとりまとめ、長が行う内部統制評価の補助
- ・各部局でのリスクの評価・リスク対応策の整備

内部統制体制の運用

内部統制評価報告書の作成

- ・内部統制対象事務について、長が内部統制の整備状況及び運用状況を評価
- ・重大な不備がある場合、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断

監査委員による内部統制評価報告書の審査

- ・評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいているかという観点から意見の付与
- ・意見が付された報告書は議会に提出・公表

方針の見直し等について検討

<内部統制制度の導入・実施の効果>

- ✓ 地方公共団体において、組織として、予めリスクがあることを前提とし、適正な業務執行の確保
- ✓ 長によるマネジメントの強化により、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能
- ✓ 業務の効率的・効果的な達成により、職員にとって安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現
- ✓ 住民は信頼に足る行政サービスを享受

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）（概要）

はじめに

- ・人口減少社会においても行政サービスを提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立する必要。
⇒ 地方自治法改正、内部統制制度を導入（平成32年4月施行 都道府県・指定都市：義務付け その他の市町村：努力義務）
- ・ 地方公共団体は、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行。
- ・ 内部統制が有効に機能するためには長の意識が最も重要。 ・ 団体ごとの規模や特性等に応じて、柔軟に対応。

I 地方公共団体における内部統制の基本的枠組み

4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、6つの基本的要素から構成

4つの目的

- ①業務の効率的かつ効果的な遂行
- ②財務報告等の信頼性の確保
- ③業務に関わる法令等の遵守
- ④資産の保全

6つの基本的要素

- ①統制環境 ②リスクの評価と対応
- ③統制活動 ④情報と伝達
- ⑤モニタリング
- ⑥ICTへの対応

II 内部統制に関する方針

- ・ 組織的な取組の方向性等を示すもの
団体ごとの状況や課題等を踏まえ、内部統制の目的、内部統制対象事務（財務に関する事務は必須）等を記載し、公表
- ・ 内部統制体制の整備状況・運用状況等を踏まえ、必要に応じて、方針の見直しについて検討。

III 内部統制体制の整備

- ①全庁的な体制の整備：各職員及び各部局の取組みのよりどころとして、職員・部局・会議体の役割や、評価対象期間における計画や手続等を定める。
- ②業務レベルのリスク対応策の整備：
各部局でリスクを評価し、リスク対応策を整備。

IV 内部統制評価報告書の作成

- ・ 内部統制対象事務について、内部統制の整備状況及び運用状況を評価。
内部統制の不備がある場合には、対応する権限と責任を有する職員が改善及び是正を行う。
- ・ 整備上の重大な不備又は運用上の重大な不備がある場合、内部統制は有効に整備又は運用されていないと判断。
- ・ 監査委員の意見を付け、議会に提出・公表。

V 監査委員による内部統制評価報告書の審査

- ・ 監査委員は、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいているかという観点から、意見を付す。

監査基準（案）及び実施要領（案）について

監査基準(案)策定の経緯等

- 人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、地方公共団体においては、その要請に対応した地方行政体制を確立することが必要。
- 第31次地方制度調査会の答申（平成28年3月）を踏まえ、地方自治法を改正（平成29年6月）。各地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、監査等を行うにあたっては監査基準に従うこととし、総務大臣は、監査基準の策定について指針を示し、必要な助言を行う（平成32年4月施行）。
- 有識者・地方公共団体の職員で構成される「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会（※）」において「監査基準（案）」及び「実施要領（案）」を策定。
- 今後、地方公共団体から意見を伺い、総務省として「監査基準」及び「実施要領」の確定版をとりまとめる予定（平成30年度中目処）。

※ 「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」監査部会の構成員

〔座長〕 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

〔座長代理〕 山本 爲三郎 慶應義塾大学法学部教授

〔委員〕 秋山 修一郎 公認会計士

池田 雄一 税理士

石川 恵子 日本大学経済学部教授

影浦 浩二 愛媛県砥部町代表監査委員

貴納 順二 大阪市代表監査委員

清水 涼子 関西大学大学院会計研究科教授

友淵 宗治 東京都代表監査委員

町田 祥弘 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授

宮原 清貴 弁護士

監査基準（案）・実施要領（案）の概要

監査基準(案)

第1章 一般基準

- 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的
- 監査等の範囲及び目的
- 独立性、専門性、質の管理 等

第2章 実施基準

- 監査計画の策定
- リスクの識別、評価及び対応
- 内部統制に依拠した監査等
- 監査等の実施手続、証拠入手
- 各種の監査等の有機的な連携及び調整
- 監査専門委員、外部監査人等との連携

第3章 報告基準

- 監査等の結果に関する報告等の作成及び提出、記載事項
- 監査委員の合議による事項
- 監査の結果に関する報告等の公表
- 措置状況の公表等

実施要領(案)

実施要領は、監査基準（案）に規定する項目のうち、特に留意を要する事項に係る実務のあり方について、詳細な説明、具体例、望ましい実務について定めたもの。

～主な項目～

- **リスクの識別、評価及び対応**
 - ・ **効率的かつ効果的に監査等を実施するため**、監査委員は自らの団体のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、**リスクが高い事務事業に監査資源を配分**。
- **内部統制に依拠した監査等**
 - ・ 各地方公共団体は、事務の適正な執行の確保のため、想定されるリスクを元に、様々な形で事前の対策を講じており、内部統制体制の整備の有無にかかわらず、既に一定の内部統制が存在。
 - ・ 内部統制制度の導入及び実施の状況に応じて、それぞれ**内部統制を前提**とした、内部統制に依拠した監査等により、**監査等を効率的かつ効果的に実施**することが可能。

上記の参考として、主な事務の標準的な事務フローに沿って想定されるリスクを抽出し、想定される対応策や必要な監査手続を整理した「**事務フロー**」及び過去に全国でリスクが顕在化した事案を事務処理毎に区分し、それを防ぐために必要であったと考えられる対応策や必要な監査手続を整理した「**リスク事案集**」を作成

- **各種の監査等の有機的な連携及び調整**
 - ・ 監査等は法律上は目的に応じて区分されているが、**その目的や手続等に関連する部分もある**ため、それぞれの手続きを有機的に活用することで、**監査等を効率的に実施**することが可能。

第32次地方制度調査会について

1. 概要

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府(現:内閣府)に設置。

平成30年7月5日に、第32次地方制度調査会の第1回総会が開催され、総理より諮問。

2. 委員 (任期: H30.7.5~H32.7.4)

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

委員 第2回総会時点(H30.12.18時点)

【学識経験者18名】

- 飯島 淳子 東北大学教授
- ◎ 市川 晃 住友林業(株)代表取締役社長
- 伊藤 正次 首都大学東京教授
- 太田 匡彦 東京大学教授
- 大橋 真由美 成城大学教授
- 大屋 雄裕 慶應義塾大学教授
- 大山 礼子 駒澤大学教授
- 岡崎 浩巳 地方公務員共済組合連合会理事長
- 穴戸 常寿 東京大学教授
- 勢 一智子 西南学院大学教授
- 田中 里沙 事業構想大学院大学学長、(株)宣伝会議取締役
- 谷口 尚子 慶應義塾大学准教授
- 牧原 出 東京大学教授
- 武藤 博己 法政大学教授
- 村木 美貴 千葉大学教授
- ★ 山本 隆司 東京大学教授
- 横田 響子 (株)コラボラボ代表取締役
- 渡井 理佳子 慶應義塾大学教授

【国会議員6名】

- あかま 二郎 衆議院議員
- 井上 信治 衆議院議員
- 坂本 哲志 衆議院議員
- 武内 則男 衆議院議員
- 江島 潔 参議院議員
- 二之湯 智 参議院議員

【地方六団体6名】

- 古田 肇 岐阜県知事(全国知事会)
- 柳居 俊学 山口県議会議長(全国都道府県議会議長会会長)
- 立谷 秀清 福島県相馬市長(全国市長会会長)
- 山田 一仁 札幌市議会議長(全国市議会議長会会長)
- 荒木 泰臣 熊本県嘉島町長(全国町村会会長)
- 櫻井 正人 宮城県利府町議会議長(全国町村議会議長会会長)

(委員30名)

(◎:会長、○:副会長、★:専門小委員会委員長)

3. 諮問

人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、

- ・ 圏域における地方公共団体の協力関係、
- ・ 公・共・私 のベストミックス

その他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。

第3 2次地方制度調査会における審議実績

会次	開催年月日	内容
第1回総会	平成30年7月5日	会長、副会長の選任、内閣総理大臣諮問文手交等
第1回専門小委員会	平成30年7月31日	自由討議
第2回専門小委員会	平成30年9月12日	各行政分野の課題についてヒアリング(関係省庁) ①人口分野(国立社会保障・人口問題研究所、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局) ②教育分野(文部科学省) ③医療・介護・労働分野(厚生労働省)
第3回専門小委員会	平成30年9月27日	各行政分野の課題についてヒアリング(自治体) ①教育分野(神奈川県横浜市、新潟県長岡市) ②人口分野(岡山県真庭市、奈良県川上村) ③医療・介護・労働分野(埼玉県和光市、山梨県身延町)
第4回専門小委員会	平成30年10月11日	各行政分野の課題についてヒアリング(関係省庁) ①空間管理、公共交通、インフラ分野(国土交通省) ②防災、治安分野(内閣府、総務省消防庁、警察庁) ③地域産業、農業分野(経済産業省、農林水産省)
第5回専門小委員会	平成30年10月25日	各行政分野の課題についてヒアリング(自治体) ①空間管理、公共交通、インフラ分野(富山県富山市、秋田県) ②防災分野、農業分野(宮城県女川町、熊本県) ③地域産業分野(福岡県福岡市、広島県福山市)
第6回専門小委員会	平成30年11月8日	これまでのヒアリングを踏まえた自由討議
第7回専門小委員会	平成30年11月29日	これまでのヒアリングを踏まえた自由討議、今後の審議について
第2回総会	平成30年12月18日	今後の審議について

【諮問事項】

「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める。」

【具体的な検討項目(案)】



① 「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題」として、どういったものが考えられるか。また、これにどのように対応することが求められるか。

＜分野別ヒアリングを踏まえた総括的議論での主な意見＞

- 各分野の課題や各地方の連携の状況、自治体の管理部門、外国人材の受入等について、追加ヒアリングや現地調査を行ってはどうか。技術革新の活用、「共」や「私」から見た「公」の課題については、民間団体等からヒアリングを行ってはどうか。
- 東京圏への人口流出をどう防ぐか。コミュニティ維持の取組をどう広げていくか。
- 政策分野ごとの課題の全体像を眺めた上で、各府省所管の制度における対応と地方制度における対応を分野横断的に検討してはどうか。
- 諸課題を解決するための仕組みやそれを実行するための仕組みは整っているか、現場目線で整理してはどうか。
- 地域ごとの課題を明確にするため、各自治体や広域での人口動態や施設、サービスに関するカルテ(見取り図)をつくってはどうか。
- 政策分野ごとに時間軸が異なる各種計画の下で、どう中長期的に整合性をとっていくか。
- 災害対策など、短期的な状況の変化に応じた行政のあり方をどう考えるか。
- 各自治体の取組をどうすれば両立可能、持続可能にできるか。
- 情報技術等の分野で、国が全体調整等に関する方針策定や情報提供をどう行うか。AI等について、国において、有効な活用方法や留意事項等を整理する必要。
- 年齢や居住地域など、多様なライフコースに応じた2040年までの動きを見通してはどうか。

【具体的な検討項目(案)】(続き)

②「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題」に対応する観点から、

- 圏域における地方公共団体の協力関係として、どのようなことが考えられるか。
 - 公・共・私のベストミックスとして、どのようなことが考えられるか。
 - その他の地方行政体制のあり方として、どのようなものが求められることとなるか。
- (例) 現行の合併特例法が平成31年度末に期限を迎えることへの対応 等

<分野別ヒアリングを踏まえた総括的議論での主な意見>

- ・ 地方の自主性や地方自治の本旨、国と自治体や自治体間の適切な役割分担といった基本的価値を前提とする必要があるのではないか。
- 10. これまでの市町村合併や広域連携の取組の検証をしてはどうか。
- ・ 政策分野ごとに異なる圏域、地域の広がりや地方制度としてどう受け止めるか。
- ・ 人生100年時代における住民の多様性(性別や年齢、ライフスタイル等)に自治体としてどう応えるか。
- ・ AI・ロボットなど技術革新をどう活用するか。システム等の共同化をどう考えるか。AI等について、国において、有効な活用方法や留意事項等を整理する必要。
- ・ 専門職・専門家の不足への対応として、どのような自治体間、公・共・私の中の協力関係が考えられるか。
- ・ 地域における意思形成をどのように図っていくか。
- ・ 地方公共団体の機関のあり方、住民参加のあり方、公・共・私の役割分担のあり方をどのように考えるか。公・共・私のベストミックスについては、民間団体等からのヒアリングが必要ではないか。
- ・ 圏域を越えた自治体間の交流、助け合いをネットワークする仕組みをどう構築するか。
- ・ 合併をしなかった地域における行政サービスをどう持続可能なものとするか。連携や補完から取り残される自治体が生じないように、周辺地域の声をどう吸い上げるか。
- ・ 首都圏等の大都市圏と地方圏とでは、圏域のあり方が異なる。首都圏をはじめとする大都市の問題も整理が必要。

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{*1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{*2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

■ **基本理念の追加**：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務**（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等）を明確化
■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- **ダンピング対策の強化**（入札金額内訳書の提出）
- **公共工事の適正な施工**（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記
- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- **建設工事の担い手の育成・確保**（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
- **適正な施工体制確保の徹底**（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令 概要

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。)を実施するため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」という。)について、所要の改正を行うもの。

改正内容

<日欧協定の効力発生の日(平成31年2月1日)から施行>

○日欧協定が特例政令の対象となることを趣旨に追加する。

○特定役務及び適用範囲の整備

- ・ 特定地方公共団体(都道府県・指定都市)において、飲料提供サービス等に係る調達契約及び電気事業に係る調達契約を対象に追加する。
- ・ 中核市に係る特定役務について規定するとともに、中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運航上の安全に関する調達契約等を適用しないこととする。 ※鉄道事業又は軌道事業における運航上の安全に関する調達契約については(2)により1年後に適用

○中核市に係る一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等

- ・ 中核市の長は、地方自治法施行令(以下「自治令」という。)の規定により事業所の所在地に関する必要な資格を定めた場合には、次のいずれにも該当する場合を除き、欧州連合の供給者を当該資格を有する者として取り扱うこととする。
 - ① 自治令の規定により経営の規模に関する必要な資格を定めた場合には、日欧協定附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の中小企業が当該資格を有する者に含まれる場合として総務大臣が定める場合に該当する場合
 - ② 自治令の規定により必要な資格を定めた理由及び当該資格の内容が、同注釈(f)の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件に適合する場合

※上記注釈(f)においては、中核市が地元の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画を策定できる旨規定されている。

○WTO政府調達協定において求められている最低制限価格の制限等については、中核市には適用しないこととする。

<日欧協定の効力発生の日の翌日から起算して1年を経過した日(平成32年2月2日)から施行>

○適用範囲の整備等

特定地方公共団体又は中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約を適用することとした上で、当該契約について、特定地方公共団体の長は、国内の供給者及び欧州連合の供給者について事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができないこととする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。



基本原則にのっとり

3 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第5条）、啓発活動（第6条）、環境の整備（第7条）、人材の育成等（第8条）

5 法制上の措置等（第9条）

実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

地方議会の自主的な取組例～議会への住民参加～

沖縄県糸満市議会 ～ならではの視点で質問キラリ「女性模擬市議会」開催～

- ・人口(平成22年国調) 57,320人
- ・議員20人(うち女性議員1人)

- 平成26年10月28日、市議会本会議場で「第3回糸満市女性模擬市議会」を開催。同議会は、市女性団体連絡協議会設立30周年記念事業の一環として、女性の視点から市民の声を行政に反映させることなどを目的に、前回から15年ぶりに開催。
- 推薦や公募で当選した20代から70代までの21人の模擬市議は、実際の市議会傍聴や講座受講など2か月間にわたる事前学習を経て一般質問を作成。
当日は市民130名が傍聴する中、市民会館の整備や待機児童の解消についてなど、福祉・教育・文化・防災・地域振興といった多岐にわたる分野で一般質問がなされ、市長や原課担当者が答弁に応じ、活発な議論が展開された。

糸満市女性模擬市議会開催



糸満市女性団体連絡協議会では、設立30周年を記念し「第3回糸満市女性模擬市議会」を開催します。
応募や推薦で、模擬市議会議員となった21名の方々が女性の視点から、市民の声を行政に反映させることを目的に「一般質問や議案提出」などを行います。
どうぞ、多くの皆様方の傍聴をお願いします。

主催：糸満市女性団体連絡協議会

日時：平成26年10月28日(火)
午前10時～17時

場所：糸満市議会本会議場(市庁舎4階)

連絡先：糸満市秘書広報課 ☎ 840-8118

富山県南砺市議会 ～南砺市女性議会～

- ・人口(平成27年国調) 51,350人
- ・議員20人(うち女性議員1人)

- 平成21年度から始まった南砺市女性議会は、南砺市女性団体連絡協議会「さわやかネットワーク」が市政への関心を高め、地域リーダーを育成する目的で実施している。第9回目となる今回は、公募や加盟団体の推薦によって議員14名が選ばれ、市の施設などの現地視察研修や学習会等に取り組んだ。平成29年1月21日の本会議では、市民約30名が傍聴する中、一般質問を実施し、観光や伝統産業、地域包括ケア、食育、女性活躍について活発な議論が展開された。

